

○国土交通省告示第二百三号

自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）第七条第三項の規定に基づき、自動車点検基準第七条第三項ただし書の国土交通大臣が定める技術上の情報を定める告示を次のように定める。

令和二年二月二十八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車点検基準第七条第三項ただし書の国土交通大臣が定める技術上の情報を定める告示
自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）第七条第三項ただし書の国土交通大臣が定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。

- 一 施錠装置及び盗難発生警報装置の構造及び性能に係る情報
- 二 電気通信回線を通じて自動車の電子計算機に指令を与えるための情報であつて、当該自動車の改造に不正に使用されるおそれのあるもの
- 三 プログラム等の設計及び自動車を販売するときに行うプログラム等の改変に係る情報

附 則

この告示は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。